

事 務 連 絡
平成 20 年 11 月 20 日

介護サービス事業所 御中

八幡浜市保健センター介護サービス係

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

このことについて、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、別添の内容にご留意願います。

〒796-0021

八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健センター介護サービス係

TEL 0894-24-6626 FAX 0894-24-6652

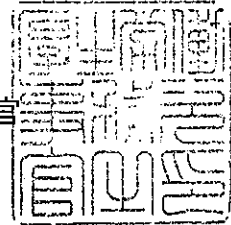
hoken-center@city.yawatahama.ehime.jp



厚生労働省発社援第 1029002 号
平成 20 年 10 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

改正後				現行			
別紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱				別紙 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱			
第1 (略)				第1 (略)			
第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金				第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金			
1 (略)				1 (略)			
(定義)				(定義)			
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所	共同生活介護事業所 共同生活援助事業所						
(5)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(4)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づく重症心身障害児(者)通園事業施設	児童福祉施設	(削除)		(8) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づく重症心身障害児(者)通園事業施設	児童福祉施設	保育所(平成17年度に社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付を受けて整備した施設に限る。) 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	知的障害児施設 第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設 盲ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設(入院治療)

	重症心身障害児(者)通園事業施設	重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	部門) 肢体不自由児施設(通院治療部門) 肢体不自由児療護施設 肢体不自由児通園施設
(10)~(13) (略)	(略)	(略)	(略)

- 3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
- (1) 第2の2の表第1号、第2号、及び第13号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第12号の施設の場合(以下、略)
- (2) 第2の2の表第3号、第5号、第9号及び第10号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)並びに障害福祉サービス事業所等に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備 (第2の2の表第10号の事業を除く。)	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

	重症心身障害児(者)通園事業施設	重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	部門) 肢体不自由児施設(通院治療部門) 肢体不自由児療護施設 肢体不自由児通園施設
(9)~(12) (略)	(略)	(略)	(略)

- 3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。
- (1) 第2の2の表第1号、第2号、及び第12号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第11号の施設の場合(以下、略)
- (2) 第2の2の表第3号、第4号、第8号及び第9号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)並びに障害福祉サービス事業所等に係る第11号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備 (第2の2の表第9号の事業を除く。)	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

改修（転換）
 第2の2の表第10号の事業のみ。 既存施設を精神障害者退院支援施設に転換するために必要な改修整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号の施設及び同号の施設に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存建物について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号、第7号及び第8号に掲げる施設（以下「経過措置施設」という。）並びに経過措置施設に係る第12号の施設の場合
 （以下、略）

(5) 第2の2の表第11号に掲げる施設の場合
 （以下、略）

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1)～(3)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(5)～(14)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

改修（転換）
 第2の2の表第9号の事業のみ。 既存施設を精神障害者退院支援施設に転換するために必要な改修整備をすること。

(3) 第2の2の表第5号、第6号及び第7号に掲げる施設（以下「経過措置施設」という。）並びに経過措置施設に係る第11号の施設の場合
 （以下、略）

(4) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合
 （以下、略）

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1)～(3)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)～(13)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) ~ (3) (略)

(削除)

7 (略)

(交付の条件)

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(5) 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
ア~サ (略)

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(6) ~ (9) (略)

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

10 ~ 15 (略)

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) ~ (3) (略)

(首都圏・近畿圏・中部圏法等による特例)

(4) 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 41 年法律第 114 号。以下「首都圏・近畿圏・中部圏法」という。)第 4 条、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和 57 年法律第 85 号。以下「北方領土法」という。)第 7 条及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和 55 年法律第 60 号。以下「明日香村法」という。)第 5 条の規定に基づき行われる国の財政上の特別措置に係る保育所(市町村が行うものに限る。)の施設整備事業については、前々年度における当該事業に係る国庫補助金の算定方法と同様の方法により算出した額に首都圏・近畿圏・中部圏法第 5 条第 1 項、北方領土法第 7 条又は明日香村法第 5 条の規定に基づき市町村ごとに算定された引上率を乗じて得た額から前々年度において交付した国庫補助金の額を控除して得た額の合計額を社会福祉施設等施設整備費国庫補助金として交付する。

7 (略)

(交付の条件)

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(5) 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
ア~サ (略)

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(6) ~ (9) (略)

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙 1 の様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度 8 月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

ただし、6 の(4)(首都圏・近畿圏・中部圏法等による特例)の事業に係る申請及び事業実績報告は、毎年度 2 月末日までに行うものとする。

10 ~ 15 (略)

別表 1-1 (略)

別表 1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合(3の(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる施設)】

創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転換)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-4に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 1-1 (略)

別表 1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合(3の(2)、(3)及び(4)に掲げる施設)】

創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転換)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-4に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の6に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 1 - 3 (略)

別表 2 - 1

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種別		(単位:円)				
		A地域	B地域	C地域	D地域	
教護施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	個室整備加算		都市部	290,000	280,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
更生施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	個室整備加算		都市部	290,000	280,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
検査施設	都市部	都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	宿所提供施設		都市部	1,500,000	1,440,000	1,360,000
		標準	1,440,000	1,380,000	1,310,000	1,240,000
初年度設備加算		66,000				
社会事業検査施設	都市部	都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
	初年度設備加算		66,000			

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初年度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 教護施設にサテライト型教護施設を設置する場合には、教護施設の基準を適用する。
 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表 1 - 3 (略)

別表 2 - 1

平成19年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種別		(単位:円)				
		A地域	B地域	C地域	D地域	
教護施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	個室整備加算		都市部	290,000	280,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
更生施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	個室整備加算		都市部	290,000	280,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
検査施設	都市部	都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
	初年度設備加算		66,000			
	宿所提供施設		都市部	1,500,000	1,440,000	1,360,000
		標準	1,440,000	1,380,000	1,310,000	1,240,000
初年度設備加算		66,000				
社会事業検査施設	都市部	都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
	初年度設備加算		66,000			

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初年度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 教護施設にサテライト型教護施設を設置する場合には、教護施設の基準を適用する。

別表 2 - 2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		沖縄県	
救護施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
	初度設備加算		74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
更生施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
	初度設備加算		74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
授産施設	都市部	2,220,000	
	標準	2,120,000	
	初度設備加算		77,000
宿所提供施設	都市部	1,680,000	
	標準	1,600,000	
	初度設備加算		74,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表 2 - 2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成19年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		沖縄県	
救護施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
	初度設備加算		74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
更生施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
	初度設備加算		74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
授産施設	都市部	2,220,000	
	標準	2,120,000	
	初度設備加算		77,000
宿所提供施設	都市部	1,680,000	
	標準	1,600,000	
	初度設備加算		74,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 2 - 3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別		A地域				B地域				C地域				D地域				
		都市部		標準		都市部		標準		都市部		標準		都市部		標準		
介護施設	本体	4,830,000		4,600,000		4,370,000		4,140,000		4,830,000		4,600,000		4,370,000		4,140,000		
		4,600,000		4,390,000		4,170,000		3,950,000		4,600,000		4,390,000		4,170,000		3,950,000		
	初度設備加算		74,000		74,000		74,000		74,000		初度設備加算		74,000		74,000		74,000	
	個室整備加算	都市部		300,000		300,000		200,000		200,000		都市部		300,000		300,000		200,000
標準		300,000		300,000		200,000		200,000		標準		300,000		300,000		200,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社保発第1005012号)」により、都市部特別増単価の単価であること。
 2 特別要需地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 木造施設の改築として行う場合に限り。
 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表 2 - 3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成19年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別		A地域				B地域				C地域				D地域				
		都市部		標準		都市部		標準		都市部		標準		都市部		標準		
介護施設	本体	4,830,000		4,600,000		4,370,000		4,140,000		4,830,000		4,600,000		4,370,000		4,140,000		
		4,600,000		4,390,000		4,170,000		3,950,000		4,600,000		4,390,000		4,170,000		3,950,000		
	初度設備加算		74,000		74,000		74,000		74,000		初度設備加算		74,000		74,000		74,000	
	個室整備加算	都市部		300,000		300,000		200,000		200,000		都市部		300,000		300,000		200,000
標準		300,000		300,000		200,000		200,000		標準		300,000		300,000		200,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社保発第1005012号)」により、都市部特別増単価の単価であること。
 2 特別要需地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 木造施設の改築として行う場合に限り。

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	80,400,000	
			標準	76,600,000	
		41人～60人	都市部	133,800,000	
			標準	127,500,000	
		61人～80人	都市部	188,000,000	
			標準	179,100,000	
		81人～100人	都市部	242,100,000	
			標準	230,700,000	
		101人～120人	都市部	295,600,000	
			標準	281,600,000	
		121人以上	都市部	349,800,000	
			標準	333,200,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員	40人以下	都市部	64,900,000
				標準	61,800,000
			41人～60人	都市部	108,300,000
				標準	103,200,000
			61人～80人	都市部	152,400,000
				標準	145,200,000
	81人～100人	都市部	195,700,000		
		標準	186,400,000		
101人～120人	都市部	239,900,000			
	標準	228,500,000			
121人以上	都市部	283,200,000			
	標準	269,700,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	30,900,000	
			標準	29,400,000	
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,190,000	
			標準	6,850,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	9,900,000	
			標準	9,450,000	
退院支援施設整備加算	新築・改築	利用定員 40人以下	都市部	37,500,000	
			標準	35,800,000	
		利用定員 41人～60人	都市部	56,100,000	
			標準	53,500,000	
	既存施設を改修して転換する場合	利用定員 40人以下	都市部	18,700,000	
		標準	17,900,000		
	利用定員 41人～60人	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000			
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人～10人	都市部	15,700,000	
			標準	15,000,000	

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	80,400,000	
			標準	76,600,000	
		41人～60人	都市部	133,800,000	
			標準	127,500,000	
		61人～80人	都市部	188,000,000	
			標準	179,100,000	
		81人～100人	都市部	242,100,000	
			標準	230,700,000	
		101人～120人	都市部	295,600,000	
			標準	281,600,000	
		121人以上	都市部	349,800,000	
			標準	333,200,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員	40人以下	都市部	64,900,000
				標準	61,800,000
			41人～60人	都市部	108,300,000
				標準	103,200,000
			61人～80人	都市部	152,400,000
				標準	145,200,000
	81人～100人	都市部	195,700,000		
		標準	186,400,000		
101人～120人	都市部	239,900,000			
	標準	228,500,000			
121人以上	都市部	283,200,000			
	標準	269,700,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	30,900,000	
			標準	29,400,000	
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,190,000	
			標準	6,850,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	9,900,000	
			標準	9,450,000	
退院支援施設整備加算	新築・改築	利用定員 40人以下	都市部	37,500,000	
			標準	35,800,000	
		利用定員 41人～60人	都市部	56,100,000	
			標準	53,500,000	
	既存施設を改修して転換する場合	利用定員 40人以下	都市部	18,700,000	
		標準	17,900,000		
	利用定員 41人～60人	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000			

別表 3 - 1

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	145,500,000
			標準	138,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	438,000,000
	標準		417,200,000	
	101人 ~ 120人	都市部	535,600,000	
		標準	510,100,000	
	121人以上	都市部	633,100,000	
		標準	603,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	30,900,000
			標準	29,400,000
短期入所整備加算		都市部	7,190,000	
		標準	6,850,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	242,100,000
	標準		230,700,000	
	101人 ~ 120人	都市部	295,600,000	
		標準	281,600,000	
	121人以上	都市部	349,800,000	
		標準	333,200,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	30,900,000
			標準	29,400,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
福祉ホーム	改修	利用定員 40人 以下	都市部	18,700,000
			標準	17,900,000
	利用定員 41人 ~ 60人	都市部	28,000,000	
		標準	26,700,000	

別表 3 - 1

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	145,500,000
			標準	138,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,100,000
			標準	230,700,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	438,000,000
	標準		417,200,000	
	101人 ~ 120人	都市部	535,600,000	
		標準	510,100,000	
	121人以上	都市部	633,100,000	
		標準	603,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	30,900,000
			標準	29,400,000
短期入所整備加算		都市部	7,190,000	
		標準	6,850,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人 以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000
			標準	127,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000
			標準	179,100,000
		81人 ~ 100人	都市部	242,100,000
	標準		230,700,000	
	101人 ~ 120人	都市部	295,600,000	
		標準	281,600,000	
	121人以上	都市部	349,800,000	
		標準	333,200,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	30,900,000
			標準	29,400,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	9,900,000	
		標準	9,450,000	
福祉ホーム	改修	利用定員 40人 以下	都市部	18,700,000
			標準	17,900,000
	利用定員 41人 ~ 60人	都市部	28,000,000	
		標準	26,700,000	

別表 3 - 1

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
補装具製作施設	都市部	10,400,000
	標準	9,970,000
盲導犬訓練施設	都市部	125,400,000
	標準	119,400,000
点字図書館	都市部	34,700,000
	標準	33,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	46,700,000
	標準	44,500,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表 3 - 1

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
補装具製作施設	都市部	10,400,000
	標準	9,970,000
盲導犬訓練施設	都市部	125,400,000
	標準	119,400,000
点字図書館	都市部	34,700,000
	標準	33,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	46,700,000
	標準	44,500,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第8号に掲げる児童福祉施設(ただし、保育所を除く。)を指す。

別表 3 - 2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 89,400,000 標準 85,100,000	
		41人～60人	都市部 148,700,000 標準 141,600,000	
		61人～80人	都市部 208,900,000 標準 199,000,000	
		81人～100人	都市部 269,000,000 標準 256,300,000	
		101人～120人	都市部 328,500,000 標準 312,900,000	
		121人以上	都市部 388,700,000 標準 370,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 72,100,000 標準 68,700,000
			41人～60人	都市部 120,300,000 標準 114,600,000
			61人～80人	都市部 169,300,000 標準 161,300,000
			81人～100人	都市部 217,500,000 標準 207,100,000
			101人～120人	都市部 266,500,000 標準 253,900,000
			121人以上	都市部 314,600,000 標準 299,700,000
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 34,300,000 標準 32,700,000
		短期入所整備加算(入所のみ)		都市部 7,990,000 標準 7,610,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 11,000,000 標準 10,500,000	
	障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部 161,600,000 標準 154,000,000
				都市部 269,000,000 標準 256,300,000
			41人～60人	都市部 378,400,000 標準 360,400,000
				都市部 378,400,000 標準 360,400,000

別表 3 - 2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部 89,400,000 標準 85,100,000	
		41人～60人	都市部 148,700,000 標準 141,600,000	
		61人～80人	都市部 208,900,000 標準 199,000,000	
		81人～100人	都市部 269,000,000 標準 256,300,000	
		101人～120人	都市部 328,500,000 標準 312,900,000	
		121人以上	都市部 388,700,000 標準 370,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 72,100,000 標準 68,700,000
			41人～60人	都市部 120,300,000 標準 114,600,000
			61人～80人	都市部 169,300,000 標準 161,300,000
			81人～100人	都市部 217,500,000 標準 207,100,000
			101人～120人	都市部 266,500,000 標準 253,900,000
			121人以上	都市部 314,600,000 標準 299,700,000
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 34,300,000 標準 32,700,000
		短期入所整備加算(入所のみ)		都市部 7,990,000 標準 7,610,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 11,000,000 標準 10,500,000	
	障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部 161,600,000 標準 154,000,000
				都市部 269,000,000 標準 256,300,000
			41人～60人	都市部 378,400,000 標準 360,400,000
				都市部 378,400,000 標準 360,400,000

別表3-2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
	81人～100人	都市部	486,700,000		
		標準	463,500,000		
		101人～120人	都市部	595,100,000	
			標準	566,800,000	
		121人以上	都市部	703,500,000	
			標準	670,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	34,300,000	
			標準	32,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	7,990,000	
			標準	7,610,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,000,000	
			標準	10,500,000	
重症心身障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	174,600,000	
			標準	166,300,000	
		41人～60人	都市部	290,600,000	
			標準	276,800,000	
		61人～80人	都市部	408,600,000	
			標準	389,200,000	
		81人～100人	都市部	525,600,000	
			標準	500,600,000	
		101人～120人	都市部	642,700,000	
			標準	612,100,000	
		121人以上	都市部	759,700,000	
			標準	723,600,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	37,000,000	
			標準	35,300,000	
	短期入所整備加算		都市部	8,630,000	
			標準	8,220,000	
	補装具製作施設		都市部	11,500,000	
			標準	11,000,000	
点字図書館		都市部	38,500,000		
		標準	36,700,000		
聴覚障害者情報提供施設		都市部	51,900,000		
		標準	49,500,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表3-2

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
	81人～100人	都市部	486,700,000		
		標準	463,500,000		
		101人～120人	都市部	595,100,000	
			標準	566,800,000	
		121人以上	都市部	703,500,000	
			標準	670,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	34,300,000	
			標準	32,700,000	
	短期入所整備加算		都市部	7,990,000	
			標準	7,610,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,000,000	
			標準	10,500,000	
重症心身障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	174,600,000	
			標準	166,300,000	
		41人～60人	都市部	290,600,000	
			標準	276,800,000	
		61人～80人	都市部	408,600,000	
			標準	389,200,000	
		81人～100人	都市部	525,600,000	
			標準	500,600,000	
		101人～120人	都市部	642,700,000	
			標準	612,100,000	
		121人以上	都市部	759,700,000	
			標準	723,600,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	37,000,000	
			標準	35,300,000	
	短期入所整備加算		都市部	8,630,000	
			標準	8,220,000	
	補装具製作施設		都市部	11,500,000	
			標準	11,000,000	
点字図書館		都市部	38,500,000		
		標準	36,700,000		
聴覚障害者情報提供施設		都市部	51,900,000		
		標準	49,500,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表 3-3

(公害防止対策事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

障害児施設(入所)		事業(施設)の種類		補助基準額			
障害児施設(入所)	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	155,200,000	標準	147,800,000	
			都市部	258,300,000	標準	246,000,000	
		41人～60人	都市部	363,200,000	標準	346,000,000	
			都市部	467,200,000	標準	445,000,000	
		61人～80人	都市部	571,300,000	標準	544,100,000	
			都市部	675,300,000	標準	643,200,000	
		81人～100人	都市部	779,300,000	標準	752,100,000	
	都市部		883,300,000	標準	856,100,000		
	101人～120人	都市部	987,300,000	標準	960,100,000		
		都市部	1,091,300,000	標準	1,064,100,000		
	121人以上	都市部	1,195,300,000	標準	1,168,100,000		
		都市部	1,299,300,000	標準	1,272,100,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,900,000	標準	31,400,000
	短期入所整備加算			都市部	7,670,000	標準	7,310,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,500,000	標準	10,000,000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	85,800,000	標準	81,700,000	
			都市部	142,800,000	標準	136,000,000	
		41人～60人	都市部	200,500,000	標準	191,000,000	
			都市部	258,300,000	標準	246,000,000	
		61人～80人	都市部	316,100,000	標準	300,400,000	
			都市部	373,900,000	標準	355,400,000	
		81人～100人	都市部	431,700,000	標準	415,000,000	
	都市部		489,500,000	標準	472,800,000		
	101人～120人	都市部	547,300,000	標準	531,000,000		
		都市部	605,100,000	標準	588,800,000		
	121人以上	都市部	662,900,000	標準	646,600,000		
		都市部	720,700,000	標準	704,400,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,900,000	標準	31,400,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,500,000	標準	10,000,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表 3-3

(公害防止対策事業として行う場合)

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

障害児施設(入所)		事業(施設)の種類		補助基準額			
障害児施設(入所)	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	155,200,000	標準	147,800,000	
			都市部	258,300,000	標準	246,000,000	
		41人～60人	都市部	363,200,000	標準	346,000,000	
			都市部	467,200,000	標準	445,000,000	
		61人～80人	都市部	571,300,000	標準	544,100,000	
			都市部	675,300,000	標準	643,200,000	
		81人～100人	都市部	779,300,000	標準	752,100,000	
	都市部		883,300,000	標準	856,100,000		
	101人～120人	都市部	987,300,000	標準	960,100,000		
		都市部	1,091,300,000	標準	1,064,100,000		
	121人以上	都市部	1,195,300,000	標準	1,168,100,000		
		都市部	1,299,300,000	標準	1,272,100,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,900,000	標準	31,400,000
	短期入所整備加算			都市部	7,670,000	標準	7,310,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,500,000	標準	10,000,000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	85,800,000	標準	81,700,000	
			都市部	142,800,000	標準	136,000,000	
		41人～60人	都市部	200,500,000	標準	191,000,000	
			都市部	258,300,000	標準	246,000,000	
		61人～80人	都市部	316,100,000	標準	300,400,000	
			都市部	373,900,000	標準	355,400,000	
		81人～100人	都市部	431,700,000	標準	415,000,000	
	都市部		489,500,000	標準	472,800,000		
	101人～120人	都市部	547,300,000	標準	531,000,000		
		都市部	605,100,000	標準	588,800,000		
	121人以上	都市部	662,900,000	標準	646,600,000		
		都市部	720,700,000	標準	704,400,000		
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	32,900,000	標準	31,400,000
	発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,500,000	標準	10,000,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第8号に掲げる児童福祉施設(ただし、保育所を除く。)を指す。

別表 3 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	89,400,000
			標準	85,100,000
		41人～60人	都市部	148,700,000
			標準	141,600,000
		61人～80人	都市部	208,900,000
			標準	199,000,000
		81人～100人	都市部	269,000,000
			標準	256,300,000
		101人～120人	都市部	328,500,000
			標準	312,900,000
		121人以上	都市部	388,700,000
			標準	370,200,000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	72,100,000
			標準	68,700,000
		41人～60人	都市部	120,300,000
			標準	114,600,000
		61人～80人	都市部	169,300,000
			標準	161,300,000
		81人～100人	都市部	217,500,000
			標準	207,100,000
101人～120人		都市部	266,500,000	
		標準	253,900,000	
121人以上	都市部	314,600,000		
	標準	299,700,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	34,300,000
			標準	32,700,000
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,990,000
			標準	7,610,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,000,000
			標準	10,500,000

別表 3 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	89,400,000
			標準	85,100,000
		41人～60人	都市部	148,700,000
			標準	141,600,000
		61人～80人	都市部	208,900,000
			標準	199,000,000
		81人～100人	都市部	269,000,000
			標準	256,300,000
		101人～120人	都市部	328,500,000
			標準	312,900,000
		121人以上	都市部	388,700,000
			標準	370,200,000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	72,100,000
			標準	68,700,000
		41人～60人	都市部	120,300,000
			標準	114,600,000
		61人～80人	都市部	169,300,000
			標準	161,300,000
		81人～100人	都市部	217,500,000
			標準	207,100,000
101人～120人		都市部	266,500,000	
		標準	253,900,000	
121人以上	都市部	314,600,000		
	標準	299,700,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	34,300,000
			標準	32,700,000
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,990,000
			標準	7,610,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,000,000
			標準	10,500,000

別表 3 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
障害児施設(入所) 本体	利用定員 40人以下	都市部	161,600,000
		標準	154,000,000
	41人 ~ 60人	都市部	269,000,000
		標準	256,300,000
	61人 ~ 80人	都市部	378,400,000
		標準	360,400,000
	81人 ~ 100人	都市部	486,700,000
		標準	463,500,000
	101人 ~ 120人	都市部	595,100,000
		標準	566,800,000
	121人 以上	都市部	703,500,000
		標準	670,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,300,000
		標準	32,700,000
	短期入所整備加算	都市部	7,990,000
		標準	7,610,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,000,000
		標準	10,500,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
 5 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表 3 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成19年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
障害児施設(入所) 本体	利用定員 40人以下	都市部	161,600,000
		標準	154,000,000
	41人 ~ 60人	都市部	269,000,000
		標準	256,300,000
	61人 ~ 80人	都市部	378,400,000
		標準	360,400,000
	81人 ~ 100人	都市部	486,700,000
		標準	463,500,000
	101人 ~ 120人	都市部	595,100,000
		標準	566,800,000
	121人 以上	都市部	703,500,000
		標準	670,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,300,000
		標準	32,700,000
	短期入所整備加算	都市部	7,990,000
		標準	7,610,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,000,000
		標準	10,500,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
 5 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第8号に掲げる児童福祉施設(ただし、保育所を除く。)を指す。

別紙4～別紙1(2)(略)

別紙(3)

事業計画

1 (略)

2 施設整備費に係る事業計画

(1)～(4)(略)

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無

(6) その他参考事項

別紙4～別紙1(2)(略)

別紙(3)

事業計画

1 (略)

2 施設整備費に係る事業計画

(1)～(4)(略)

(5) その他参考事項

別紙2～別紙2(2)(略)

別紙(3)

事業実績報告書

1(略)

2 施設整備費に係る事業内容

(1)～(3)(略)

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

1～6(略)

7 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

別紙2～別紙2(2)(略)

別紙(3)

事業実績報告書

1(略)

2 施設整備費に係る事業内容

(1)～(3)(略)

(5) その他参考事項

(添付書類)

1～6(略)

別紙 2 ① (略)

別紙 3 ~ 別紙 7 (略)

(削除)

別紙 2 ① (略)

別紙 3 ~ 別紙 7 (略)

別紙 8

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

指定都市の長
中核市の長
市 町 村 長

印

平成 年度における首都圏・近畿圏・中部圏法等による特
例に基づき行われる保育所整備事業に係る国庫負担率引上
げに伴う平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
の交付申請及び実績報告について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 _____ 円
- 2 所要額算出調書 別紙のとおり
- 3 添 付 書 類

(平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付額確定通知書写)

(削除)

(別紙)

所要額算出調査

(単位:円)

施設名	年度	延床面積 ㎡	国庫負担(補助) 基本額		引上代の 国庫負担額 C	交付限度額 D (A×8/10) 円	都道府県の負担額 E (A×1/10) 円	国庫負担 額 F (D-E) 円	交付限度額 (C-F) 円 G	国庫負担(補助) 金交付円額 H	交付額 I (H-G) 円
			A	B							
	施設整備										
	計										
	施設整備										
	計										

参考（改正後の通知全文）
厚生労働省発社援第1005003号
平成17年10月5日

第一次改正
厚生労働省発社援第0320012号
平成18年3月20日

第二次改正
厚生労働省発社援第0215002号
平成19年2月15日

第三次改正
厚生労働省発社援第1214001号
平成19年12月14日

第四次改正
厚生労働省発社援第1029002号
平成20年10月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成17年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成3年11月25日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）について」は廃止する。

おって、平成16年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第 1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6^{労働省}号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		

<p>(3) 障害者自立支援法 第5条第1項に基づ く障害福祉サービ ス事業（同条第6項に 規定する生活介護、 同条第13項に規定 する自立訓練、同条 第14項に規定する 就労移行支援若しく は同条第15項に規 定する就労継続支援 に限る。）を行う施 設（以下「障害福祉 サービス事業所」と いう。）並びに同条 第12項に規定する 障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービ ス事業所 障害者支援施設</p>		
<p>(4) 障害者自立支援法 第5条第10項に規 定する共同生活介護 及び同条第16項に 規定する共同生活援 助を行う事業所</p>	<p>共同生活介護 事業所 共同生活援助 事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法 （昭和24年法律第 283号）第5条第 1項に基づく身体障 害者社会参加支援施 設（補装具製作施設 、盲導犬訓練施設及 び視聴覚障害者情報 提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会 参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情 報提供施設</p>	<p>点字図書館 聴覚障害者情報 提供施設</p>
<p>(6) 障害者自立支援法 附則第41条第1項</p>	<p>身体障害者更生 援護施設</p>	<p>身体障害者更生 施設</p>	<p>肢体不自由者 更生施設</p>

<p>の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設</p>		<p>身体障害者療護施設 身体障害者授産施設</p>	<p>視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム</p>
<p>(7) 次のア及びイに定める施設（以下「知的障害者援護施設等」という。） ア 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設 イ 昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的</p>	<p>知的障害者援護施設 知的障害者福祉工場</p>	<p>知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮</p>	<p>知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設</p>

<p>障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく知的障害者福祉工場</p>			
<p>(8) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設</p>	<p>精神障害者社会復帰施設</p>	<p>精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者福祉ホーム</p>	<p>精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者入所授産施設 精神障害者福祉ホームB型</p>
<p>(9) 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく重症心身障害児（者）通園事業施設</p>	<p>児童福祉施設</p>	<p>知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児</p>	<p>知的障害児施設 第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設 盲ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設（入院治療部門） 肢体不自由児施設（通院治療部門） 肢体不自由児療護施設 肢体不自由児通園施設</p>

	重症心身障害児 (者) 通園事業 施設	施設 重症心身障害児 (者) 通園事業 施設 (A型)	
(10) 平成18年9月29日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく精神障害者退院支援施設	精神障害者退院支援施設		
(11) 障害者自立支援法第79条第2項に基づく福祉ホーム(既存施設を改修し福祉ホームに転換する場合に限る。)	福祉ホーム		
(12) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(13) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をい

う。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、及び第13号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号、第5号、第9号及び第10号に掲げる施設(以下「障害福祉サービス事業所等」という。)並びに障害福祉サービス事業所等に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備 (第2の2の表第10号の事業を除く。)	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備(一部改築を含む。)をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
改修(転換) (第2の2の表第10号の事業のみ。)	既存施設を精神障害者退院支援施設に転換するために必要な改修整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号の施設及び同号の施設に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容

創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存建物について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号、第7号及び第8号に掲げる施設（以下「経過措置施設」という。）並びに経過措置施設に係る第12号の施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第11号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
改修（転換）	既存施設を福祉ホームに転換するために必要な改修整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人 又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	3/4	2/3
(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	3/4	2/3
(3) 障害福祉 サービス事業所等 7 障害福祉 サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、民法(明治29年法律	予算措置	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	3/4	2/3

		89号) 第34条の規定により設立された法人等。以下「社会福祉法人等という。」)				
イ 障害者支援施設	障害者自立支援法第83条第4項	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(6) 身体障害者更生施設（中分類）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（中分類）	障害者自立支援法附則第41条第1項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(7) 知的障害者援護施設 7 知的障害者更生施設（中分類）及び知的障害者授産施設（中分類）	障害者自立支援法附則第58条第1項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

イ 知的障害者通勤寮（中分類）	障害者自立支援法附則第58条第1項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(8) 知的障害者福祉工場	昭和60年5月21日厚生省発児第104号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(9) 精神障害者社会復帰施設	障害者自立支援法附則第48条又は平成14年1月22日障発第0122002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者福祉ホームB型の取扱いについて」	社会福祉法人又は医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(10) 児童福祉施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは民法第34条の規定により設立された法人	児童福祉法第56条の2第1項	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
イ 重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	平成8年5月10日児発第496号厚生省児童家庭局長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施につい	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

	て」					
(11)精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(12)福祉ホーム（既存施設を改修して転換する場合に限る。）	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(13)応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(14)その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から3/4まで	1/2から2/3まで

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、19,300千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、25,800千円）を加えた額とする。（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,050千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,750千円）を加えた額とする。）

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、19,300千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、25,800千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,050千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,750千円）を加えた額とする。）を国庫補助基本額の上限とする。））に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額（ただし、地域交流スペースの整備を行う場合は、エによることとする。）とする。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費（対象経費の実支出額）（寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額）のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19,300千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、25,800千円）、（なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,050千円（ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2,750千円）を加えた額とする。）と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

(2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表 1-3 及び別表 4 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合

(1) のうち「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(2) のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	県補助率 ③	国庫補助 率 ④
ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 障害福祉サービス事業所 ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設(盲導犬訓練施設を除く。) ・ 身体障害者更生施設(中分類) 	5/6	4/5

	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者療護施設（中分類） ・身体障害者授産施設（中分類（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）） ・知的障害者援護施設（知的障害者小規模通所授産施設及び知的障害者通勤寮（中分類）を除く。） ・知的障害児施設（中分類） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・授産施設（中分類） 	8/75/10	7.5/8.75
	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児施設（中分類） 	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設 	4/5	5.5/8
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・知的障害児施設（中分類） 	5/6	4/5

<p>条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろうあ児施設（通所を除く。） ・肢体不自由児施設（入院治療部門） ・肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 		
<p>エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・知的障害児施設（中分類） ・盲ろうあ児施設（通所を除く。） ・肢体不自由児施設（入院治療部門） ・肢体不自由児療護施設 ・重症心身障害児施設 	5/6	4/5

（補助金の概算払）

7 地方厚生（支）局長は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けな

なければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 都道府県が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中

核市に納付させることがある。

- ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - サ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに日本自動車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
 - シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
 - ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。
 - (7) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (9) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(申請手続)

- 9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
補助事業者は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
地方厚生(支)局長は、9若しくは10よる申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

- 12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。
補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。
補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(5)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。
なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 14 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによりることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。

ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。

オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり37,400,000円を基準額とする。

ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり41,600,000円を基準額とする。

〈対象施設〉

救護施設、更生施設

介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
----------------	------------------------	--------------------------

授産施設等 近代化整備 工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工 事費又は工事請負費
授産施設等 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又 は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮施設設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事 請負費及び仮施設設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負費

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）、（4）及び（5）に掲げる施設）】

創設、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び改修（転換）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-4に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(別表 1-1、別表 1-2 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別			A地域 青森県、岩手県、 福島県、東京都、 富山県、山梨県、 長野県、沖縄県	B地域 北海道、宮城県、秋田県、 山形県、茨城県、神奈川 県、新潟県、石川県、岐阜 県、静岡県、三重県、京都 府、大阪府、奈良県、鳥取 県、広島県、熊本県、鹿児島 県	C地域 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、 滋賀県、兵庫県、 和歌山県、鳥取 県、岡山県、山口 県、香川県、高知 県、佐賀県、長崎 県、宮崎県	D地域 徳島県、愛媛県、 福岡県、大分県
救護施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
		初度設備加算	66,000			
	個室整備加算	都市部	290,000	280,000	200,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
更生施設	本体	都市部	4,340,000	4,140,000	3,930,000	3,720,000
		標準	4,140,000	3,950,000	3,750,000	3,550,000
		初度設備加算	66,000			
	個室整備加算	都市部	290,000	280,000	200,000	200,000
		標準	280,000	270,000	200,000	200,000
授産施設		都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
		初度設備加算	66,000			
		都市部	1,500,000	1,440,000	1,360,000	1,290,000
宿所提供施設		標準	1,440,000	1,380,000	1,310,000	1,240,000
		初度設備加算	66,000			
		都市部	1,800,000	1,800,000	1,700,000	1,600,000
社会事業授産施設		標準	1,800,000	1,730,000	1,640,000	1,550,000
		初度設備加算	66,000			

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類			沖 縄 県
救護施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
		初度設備加算	74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
更生施設	本体	都市部	4,830,000
		標準	4,600,000
		初度設備加算	74,000
	個室整備加算	都市部	300,000
		標準	300,000
授産施設		都市部	2,220,000
		標準	2,120,000
		初度設備加算	77,000
宿所提供施設		都市部	1,680,000
		標準	1,600,000
		初度設備加算	74,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。

3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

4 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別			A地域	B地域	C地域	D地域
			青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、茨城県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	本体	都市部	4,830,000	4,600,000	4,370,000	4,140,000
		標準	4,600,000	4,390,000	4,170,000	3,950,000
	初度設備加算		74,000			
	個室整備加算	都市部	300,000	300,000	200,000	200,000
標準		300,000	300,000	200,000	200,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
 5 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	80,400,000
			標準	76,600,000
41人～60人		都市部	133,800,000	
		標準	127,500,000	
61人～80人		都市部	188,000,000	
		標準	179,100,000	
81人～100人		都市部	242,100,000	
		標準	230,700,000	
101人～120人		都市部	295,600,000	
		標準	281,600,000	
121人以上		都市部	349,800,000	
		標準	333,200,000	
施設入所支援整備加算		利用定員 40人以下	都市部	64,900,000
			標準	61,800,000
	41人～60人	都市部	108,300,000	
		標準	103,200,000	
	61人～80人	都市部	152,400,000	
		標準	145,200,000	
	81人～100人	都市部	195,700,000	
		標準	186,400,000	
	101人～120人	都市部	239,900,000	
		標準	228,500,000	
	121人以上	都市部	283,200,000	
		標準	269,700,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	30,900,000		
	標準	29,400,000		
短期入所整備加算(入所のみ)	都市部	7,190,000		
	標準	6,850,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,900,000		
	標準	9,450,000		
退院支援施設整備加算	新築・改築	利用定員 40人以下	都市部	37,500,000
			標準	35,800,000
	利用定員 41人～60人	都市部	56,100,000	
		標準	53,500,000	
	既存施設を改修して転換する場合	利用定員 40人以下	都市部	18,700,000
			標準	17,900,000
利用定員 41人～60人	都市部	28,000,000		
	標準	26,700,000		
共同生活介護 共同生活援助	創設	定員4人～10人	都市部	15,700,000
			標準	15,000,000

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	145,500,000	
			標準	138,600,000	
		41人 ~ 60人	都市部	242,100,000	
			標準	230,700,000	
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000	
			標準	324,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	438,000,000	
			標準	417,200,000	
		101人 ~ 120人	都市部	535,600,000	
			標準	510,100,000	
		121人以上	都市部	633,100,000	
			標準	603,000,000	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	30,900,000	
			標準	29,400,000	
	短期入所整備加算	都市部	7,190,000		
		標準	6,850,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,900,000		
		標準	9,450,000		
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	80,400,000	
			標準	76,600,000	
		41人 ~ 60人	都市部	133,800,000	
			標準	127,500,000	
		61人 ~ 80人	都市部	188,000,000	
			標準	179,100,000	
		81人 ~ 100人	都市部	242,100,000	
			標準	230,700,000	
		101人 ~ 120人	都市部	295,600,000	
			標準	281,600,000	
		121人以上	都市部	349,800,000	
			標準	333,200,000	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	30,900,000	
			標準	29,400,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,900,000		
		標準	9,450,000		
	福祉ホーム	改修	利用定員 40人以下	都市部	18,700,000
				標準	17,900,000
利用定員 41人 ~ 60人			都市部	28,000,000	
			標準	26,700,000	

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
補装具製作施設	都市部	10,400,000
	標準	9,970,000
盲導犬訓練施設	都市部	125,400,000
	標準	119,400,000
点字図書館	都市部	34,700,000
	標準	33,000,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	46,700,000
	標準	44,500,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	89,400,000
			標準	85,100,000
		41人～60人	都市部	148,700,000
			標準	141,600,000
		61人～80人	都市部	208,900,000
			標準	199,000,000
		81人～100人	都市部	269,000,000
			標準	256,300,000
		101人～120人	都市部	328,500,000
			標準	312,900,000
		121人以上	都市部	388,700,000
			標準	370,200,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	72,100,000
			標準	68,700,000
		41人～60人	都市部	120,300,000
			標準	114,600,000
		61人～80人	都市部	169,300,000
			標準	161,300,000
		81人～100人	都市部	217,500,000
			標準	207,100,000
		101人～120人	都市部	266,500,000
			標準	253,900,000
		121人以上	都市部	314,600,000
			標準	299,700,000
就労・訓練事業等整備加算			都市部	34,300,000
			標準	32,700,000
短期入所整備加算(入所のみ)			都市部	7,990,000
			標準	7,610,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,000,000
			標準	10,500,000
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	161,600,000
			標準	154,000,000
		41人～60人	都市部	269,000,000
			標準	256,300,000
		61人～80人	都市部	378,400,000
			標準	360,400,000

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
		81人 ~100人	都市部	486,700,000
			標準	463,500,000
		101人 ~120人	都市部	595,100,000
			標準	566,800,000
		121人以上	都市部	703,500,000
			標準	670,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,300,000	
		標準	32,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	7,990,000	
		標準	7,610,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,000,000	
		標準	10,500,000	
重症心身障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	174,600,000
			標準	166,300,000
		41人 ~ 60人	都市部	290,600,000
			標準	276,800,000
		61人 ~ 80人	都市部	408,600,000
			標準	389,200,000
		81人 ~100人	都市部	525,600,000
			標準	500,600,000
		101人 ~120人	都市部	642,700,000
			標準	612,100,000
		121人以上	都市部	759,700,000
			標準	723,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	37,000,000
			標準	35,300,000
短期入所整備加算	都市部	8,630,000		
	標準	8,220,000		
補装具製作施設	都市部	11,500,000		
	標準	11,000,000		
点字図書館	都市部	38,500,000		
	標準	36,700,000		
聴覚障害者情報提供施設	都市部	51,900,000		
	標準	49,500,000		

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

(公害防止対策事業として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
障害児施設(入所)	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	155,200,000
			標準	147,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	258,300,000
			標準	246,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	363,200,000
			標準	346,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	467,200,000
			標準	445,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	571,300,000
			標準	544,100,000
		121人 以上	都市部	675,300,000
			標準	643,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	32,900,000
			標準	31,400,000
短期入所整備加算		都市部	7,670,000	
		標準	7,310,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	10,500,000	
		標準	10,000,000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	85,800,000
			標準	81,700,000
		41人 ~ 60人	都市部	142,800,000
			標準	136,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	200,500,000
			標準	191,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	258,300,000
			標準	246,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	315,300,000
			標準	300,400,000
		121人 以上	都市部	373,200,000
			標準	355,400,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	32,900,000
			標準	31,400,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	10,500,000	
		標準	10,000,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	89,400,000	
			標準	85,100,000	
		41人 ~ 60人	都市部	148,700,000	
			標準	141,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	208,900,000	
			標準	199,000,000	
		81人 ~ 100人	都市部	269,000,000	
			標準	256,300,000	
		101人 ~ 120人	都市部	328,500,000	
			標準	312,900,000	
		121人 以上	都市部	388,700,000	
			標準	370,200,000	
		施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	72,100,000
				標準	68,700,000
	41人 ~ 60人		都市部	120,300,000	
			標準	114,600,000	
	61人 ~ 80人		都市部	169,300,000	
			標準	161,300,000	
	81人 ~ 100人		都市部	217,500,000	
			標準	207,100,000	
	101人 ~ 120人		都市部	266,500,000	
			標準	253,900,000	
	121人 以上		都市部	314,600,000	
			標準	299,700,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,300,000			
	標準	32,700,000			
短期入所整備加算(入所のみ)	都市部	7,990,000			
	標準	7,610,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,000,000			
	標準	10,500,000			

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

平成20年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
障害児施設(入所)	本体	利用定員 40人以下	都市部	161,600,000
			標準	154,000,000
		41人 ~ 60人	都市部	269,000,000
			標準	256,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	378,400,000
			標準	360,400,000
		81人 ~ 100人	都市部	486,700,000
			標準	463,500,000
		101人 ~ 120人	都市部	595,100,000
			標準	566,800,000
		121人 以上	都市部	703,500,000
			標準	670,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	34,300,000
			標準	32,700,000
	短期入所整備加算	都市部	7,990,000	
		標準	7,610,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,000,000	
		標準	10,500,000	

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 5 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

別表 4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>木造 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

印

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 別紙（1）
- 2 施設の種類等 別紙（1）
- 3 申請額内訳 別紙（2）
- 4 事業計画 別紙（3）

（設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）

（添付書類）

- ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

事業計画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
(世帯) ^人	(世帯) ^人	(世帯) ^人

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造(____造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(____造)
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度:国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計(本体工事費)	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	(介護用リフト工事費)	_____円
	(_____)	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事 費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	〇〇補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	(内訳) 一般財源	_____円
	地方債	_____円
	寄付金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日

- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
 - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮設施設の使用期間
- (5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無
有 ・ 無
- (6) その他参考事項

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長



平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本
別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮施設設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造（ _____ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮施設設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造（ _____ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	_____円
	（介護用リフト工事費）	_____円
	（_____）	_____円
オ	授産施設近代化整備 工事費	_____円
カ	授産施設等整備工事 費	_____円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮設施設整備工事費）	_____円
ク	その他の工事費	_____円
ケ	地域交流スペース	_____円
コ	合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - （ア）着工年月日
 - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - （ア）工事期間
 - （イ）仮設施設の使用期間

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写 (仮施設整備のみ)
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図 (建物面積を明記したもの) 及び立面図
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書 (別紙①)
- 7 抵当権の設定を証明できる書類 (登記簿の写し等)

別紙①

番 号
年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

歳出予算科目	国		地方公共団体				備考										
	交付決定の額 円	補助率	歳入		歳出												
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目		予算現額 円									
									うち国庫補助金相当額 円	うち国庫補助金相当額 円							
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等施設整備費補助金																	

(作成要領)

- 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書()をもって附記すること。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

法 人 名

印

代表者名

平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律
第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

(別紙)

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額			事業実施期間			摘要
	事業費 円	国庫補助基本 額 円	国庫補助金 円	事業実績見込額 円	事業進捗率 %	国庫補助金受入 額 円	事業費 円	国庫補助金 円	着手年月	完了年	予定月		

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種別及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

- (1) 設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された消費税仕入控除税額報告書副本
- (2) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等